

文化審議会第2期美術品補償制度部会（第5回）議事要旨

平成25年2月28日

（発言者 □：審議会委員 ■：文化庁事務局）

- ・議事の前に、事務局から美術品補償契約約款の改定作業について、報告した。
- ・事務局から配布資料について説明した後、意見交換が行われた。

- 地震のリスクを考える上で、開催施設ごとというよりも、地域周辺でどのぐらいの集積のリスクがあるのかという観点で審議し、管理する必要があると思います。もちろん、絶対認めないというわけではありませんが、そうした視点でよく確認する必要があるのではないかと考えます。それから、航空機1便当たり輸送総額の基準についても、現実的に難しいことを無理やり主催者に押しつけてしまうのは避けなければなりません。
- 飛行機の便数に関しては、海外のレンダーの指示で一定程度に抑えているケースもあったかと思います。つまり、レンダー側がクーリエの人数をそんなに確保できないので、この便数でやってほしいというケースもあるようです。
- レンダー側でクーリエの人数を確保できない場合は、日本側の学芸員が海外に出向いて、クーリエとして同乗することにより、きちんと便数を増やして、リスクを減らすという考え方もあると思います。保険料の軽減を、リスク分散を拡充するコストに充てるべきだと思います。
- 便数をどうするか、さらには1便当たりの費用価格をどう考えていくのか、とても重要な点だろうと認識しておりますが、現場サイドからすると、1便増えると千万単位のお金がかかる場合もあるようです。これは展覧会の全体経費の問題にも関わってきます。今の展覧会は、一般的に費用がかかり過ぎるといことがあります。
- 確かに今、おっしゃったとおり、全体としてコストがどれだけかかり、この制度適用によって保険料がどれだけ軽減されるかというバランスになってきますので、本当に50億円の基準の厳守を求めると、それなら申請しないということになりかねません。そもそも50億円の基準の根拠はどこにあるのでしょうか？
- 50億円の基準は、要因としては2つあって、1つは、輸送機の墜落事故が発生しても、この補償制度自体では払わなくてすむということ、もう1つは、展覧会の運営実態を勘案したものと思われま。ただ、審査を通じて、現実的にはなかなか困難であることが実態のようですので、現実的に不可能な基準を求め続けることは考えておりません。
- 50億円の基準の経緯は、20年以上前から業界で言われていた事柄で、それがずっとそのまま生きています。昔は作品1点当たり高くても、せいぜい5億円から10億円ぐらいのイメージでしたから。その後、作品はどんどん高騰していて、なかなか難しいというのは確かにあります。必ず50億円でなければいけないわけではなく、実態に合わせて運営していくのかなという気はいたしますが、できるだけリスクを分散するという考え方は大切です。
- 日本の美術館から海外に貸し出す際の輸送も同様なのでしょうか。

- 私の経験では、十数年前は30億円などと言っていましたけれども、現実にはだんだん上がっています。
- もう一方で、単純に便数を増やした場合、1便あたりの評価額は低下しますが、航空機の事故の発生確率は上がりますね。
- もちろん1便当たりの約定評価額という観点是最も重要だけれども、それ以外の要素もかなり絡んでくるような感じがします。
- 展覧会の総評価額が幾らかということも、大きい要素です。全体の総評価額がとても高ければ、1便当たりもある程度高いところまで許容しないと、現実には対応できないことになってしまいます。総評価額の中の何分の一という考え方も大切だと思います。
- 仮に日本側の学芸員が向こうに行ってクーリエとして運んでこようとしても、レンダー側のクーリエと同等の水準の安全を確保できると、レンダー自身が納得してくれるでしょうか。その点が疑問です。
- 万一、墜落事故が発生した場合は、クーリエの有無は関係ないですね。
- そうです。墜落以外の事故です。
- それ以外の事故のときに、クーリエがいないとまずいということですね。
- そうです。特に、荷を載せるとか、下ろして通関させるまでのところですよ。
- この辺の問題は、金額でどうこう言うのではなく、実際に国家補償を申請するとか、あるいは、ここで審査をするときに、どういう項目をチェックするかという項目の羅列だけをきちっとやっていくというのはどうでしょうか。
- チェックシートのように。
- そう。今、問題になっているのは、レンダーの意向、クーリエの数、飛行機の便数、トラックの台数、それから展覧会の総評価額との兼ね合い、そういうチェック項目を上げておいて、その都度ここで審査するときなどに、確認することにはどうでしょうか。絶対的な数値基準は、なかなか難しいと思うんです。
- おっしゃるとおりです。まず、金額の問題がなぜ出てきているのかということがあります。今まで民間の保険会社が担っていたから、各保険会社が耐えうる金額というのがあるわけです。その耐えられる金額として50億円という金額があって、それ以上だと困るといのがあったと。でも、国家補償は民間の保険会社の基準にとらわれる必要はないと思います。大事なのはリスク管理です。先ほど指摘されたような幾つかの項目がきちっと満足されているかどうかかが問題であって、1便当たりの金額の基準については、民間の保険会社並みには意識しなくていいのではないかと私は思います。
- むしろリスク管理に重点をおくべきと。
- 所蔵者の立場からリスク管理を考えると、実は、私どもの美術館のコレクション展を海外で行う際は、飛行機は2便にするようにマネジメント会社から言われたんです。当初、私は、できたら3便にしたかったんです。なぜかという、非常に大事な作品ですから、できるだけ分散したいというのが所蔵者の気持ちです。マネジメント会社は、どうしてもクーリエやトラックの配送等のいろいろな事務的なことで、2便にしてほしいということがあったので、最終的に2便に落ち着いたんですけれども、私と

しては、できたらもっとリスクを分散したかったと思っています。保険のことでいろいろ難しいことはあると思うんですけども、貸す側の作品に対する安全の感じ方というのは、感覚的な部分があるように感じました。

- 所蔵者側で規定を設けていることもあるのかもしれないですね。レンダーが100億円につき1便というルールのある美術館だと、まずそこから私たち借り手が折り合えるところまで、レジストラと交渉した経験があります。
- 同時期・同地域の集積ということに関しては、その都度気をつけるということ。それから、1地域のどこまでの集積を認めるかということについては、数値化された基準とまではいきませんが、審査において留意するということにいたしましょう。
- アメリカの国家補償をやっているNEAに行ったときに、リスク管理という意味では、どこに幾ら出してどうだという管理をしていましたから、そうした視点を会議の中でも持っておいた方がいいなと思います。
- そうですね。集積リスクを把握することは必要だと思います。上野地区にどのぐらいリスクがたまっているかといったことを確認することは必要だと思います。
- では、次に、保険料軽減額の還元方策について、御意見を頂きたいと思います。展示作品の充実等、展覧会自体への支援と入場料軽減等の直接的な利益還元について、どのようにして充実を図っていくか、それから、小中高生の入場料無料化や教育普及活動等以外の直接的な利益還元方策についてどう考えるか。また、何か新しいメニューがあるのかどうか。展示作品の安全確保・リスク分散のための取組に充てることについてどう考えるか。この辺りの御意見を頂きたいと思います。
- 還元方法に関しては、余り期待するほど新しいアイデアが出ているわけではないというのが現状だと思います。こういう国家補償制度の適用を利用して、例えば外国でよくやっていますけれども、日時指定の前売りチケットを売って少しでも鑑賞に適した環境をつくるという、何か新しい試みを本当はやってほしいと思うんです。
- 私も今回、審査に当たらせていただいて、還元方策の方法がどこもほとんど一緒かなど、余り目新しいものがなかったのが、ちょっと残念だったなど。そんな中、展覧会で託児所を設けるというのは、すごく斬新な方法で、非常に面白いと思いますよ。また、今後、各館がこれを考えるというのも大変なことでしょうけれども、あるいは、この部会でも、こういうのはどうかという提唱を、それは無理だと言われるかもしれませんが、ある程度こちらから投げかけてあげてもいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょう。
- 去年の展覧会で、プレミアムチケットで閉館後、1回500人を4日間ぐらい入れていましたね。入場料だけが5,000円で、それに、景品等のクジ引きも含めると、8,000円とかいう値段でしたっけ。
- アメリカの美術館は、入場料は高くして、特別の観覧をやったりしています。日本でもやれば良いと思うんですけども、日本の社会の中で平等主義みたいなものがある、なかなかできない。お金がある人から積極的にお金を頂くことは間違っていないと私は思うんですが。
- それに関して、我々も本当に何度も検討いたしました。ただ、今おっしゃるように、やれば良いという意見と、金持ち主義かと、要するにお金がない人間は結局は並べと

言うのかというせめぎ合いなんです。それで結局は企画を見送るというのが実態です。

あと、予約制度の確立については、我々も考えないわけではなかった。その辺のところもいろいろ考えてはみたんですけども、実務的に言って非常に難しいところがありました。ただし、一例で言いますと、六本木でありました展覧会、完全予約制で50万人ということになっています。予約制をとりますと、入場者数が減るということで共催者は嫌がるんです。我々は、何とかそういうことができないのかということも考えてみましたが、やはり共催者との問題が出てまいります。それと同時に、完全予約制ということを知らずに、その日、遠くからいらした人たちのためのケアも、一方ではしていかなければいけない。その両方を考える必要があるようです。もう1点、託児所について、特別展のときに、小さい子供がいる人のための無料託児所を完全予約制で試験的に行いました。これは非常に好評でした。こうしたものも、還元する1つの策としてあるのではないかなんかということは考えてはおります。

- 還元方策はこちらから示すべきものなのでしょうか。各館でオリジナルで考えていただくのも大事なと思うんです。
- そうですね。
- 審査をしていた中にも、補償を受けられたからこの作品を借りることができた、より充実した展覧会ができるようになったという話が確かヒアリングのときにもあったと思うし、より充実した、そして安全に展覧会を実施するための保険の軽減をしていただけるということが一番の理由だとおっしゃっているところがあって、それは正論というか、まず、重要なことではないかと思うんです。先ほどおっしゃっていたプレミアムチケットは、海外でもあるんですけども、通常の値段よりも高いものだと特権的という形になってしまうので、還元となると、どうしても無料化の方向に話がいっているように思うのと、予約制で時間で区切った展覧会のように、非常に若い世代の人たち、インターネット世代の人たちには簡単に扱えるかもしれませんが、高齢のお客さんには完全予約制で時間を区切ってこの時間にならないと入れませんということとは、現状では難しいのかなと思います。
- 展示作品の安全確保、リスク分散にどう充実させるかということは、この補償制度の本筋にも関わることだと思いますが、充実策はどんなことがありますか。
- 分散によるコスト増というのもまさにありますね。警備をつけるとか、安全な輸送・梱包こんぼうをするとか。
- それと、例えば展示のときにも、立体物だったらなるべく免震台を使うとか、絵画などを天井からぶら下げるとき、途中でショックアブソーバーみたいなばねを入れるとか、かなりいろいろ考えられますね。
- 金曜日の夜間開館はよくやっていると思うのですが、かなりたくさんの方がいらっしゃることが想定される場合には、夜間開館の実施日を増やすということがあります。と言いますのは、夜間開館すれば、それだけ監視や光熱費のコストがかかるわけです。そういう場合には、国家補償制度で軽減された分をそういった来館者サービスに回すことはできると思います。その場合には、別に無料にするわけではなくて、見ることができると日数を増やす、時間を増やすということだと思います。
- 確かにそうですね。

次により利用しやすい制度とするための方策について。法令や補償契約約款等を含む美術品補償制度について、見直しを検討すべき事項はあるか、主催者側の事務負担を考慮し、申請要領・申請書類の簡素化を図ることについてどう考えるか、ということについて御意見いただきたいと思います。

- 約款を見直すという御説明が先ほどありましたが、これが実現することによって、貸出しの美術館側の理解を何とか、去年は委員にAAMの会議に行って説明していただいたんですが、改定を大々的にアピールして受け入れてもらえるようなことをしていくことが重要なのかなど。
- 日本以上に向こうは同業者組合というユニオンが非常に強いんです。ギルドのように横の連帯感が強いので、美術館の枠を飛び越えてレジストラー同士の会議が毎年のように行われている。キュレーターの会議も行われている。それから、アートハンドルをやる人、輸送をやる人たちの連絡網というのは非常に密なんです。ですから、こういうこともその1つとして広まっているのではないかと思います。
- 国際的に日本の国家補償制度というのはこうなんだという実態を知らしめることが一番大切なのではないだろうかと思うんです。そのためには、やはり知ってもらうということ、ですから、いろいろなところに出かけて行ってアピールするというのに尽きるのではないかという気がいたします。
- 補償契約約款の改定に関連して、現行の補償契約約款の問題点として、免責事由の事項の数が多いことのほかに、損害額の評価の方法と補償金の支払手続が規定されていないことが挙げられていたかと思います。今回の改定により、免責事由の事項の数は減ったけれども、他の2点についてはどうなったのでしょうか。
- 今回の補償契約約款の改定については、免責事由の事項の数を減らすことを最優先に考えていったので、御指摘の2点については、いろいろな問題もあり、今回の補償契約約款の改定には反映できていないのが現状です。
- どういう手続を踏んだ上で補償金を支払うのか、例えば、何日以内に支払うということは書きづらくても、損害の額について意見が合わないときには、公平な第三者や専門家を立てて調整するといったような仕組みを規定することはできないのでしょうか。今回の補償契約約款の改定に間に合わないならば、今後の課題として、約款にこうした内容を網羅することを検討していただきたいと思います。
- 免責事由の事項の数と合わせて、この3つの点をクリアして、海外の美術館に日本の美術品補償制度を受け入れてもらうことを目指していただき、まず今の段階では、インターネット上で公表するとかいうことを、事務局の方で検討していただくということですかね。
- 主催者側の事務負担を考慮してもうちょっと申請資料の簡素化を図るということに対してはいかがでしょうか。そもそも簡素化することは可能なんでしょうか。
- すぐさまというわけにはいきませんが、できる部分はあると思います。ただ、必要な資料は省くことは困難ですが。
- そうですね。
- 事務負担という意味と、結局、申請してから展覧会の開催までに相当の期間が出てくる場合があるので、それも主催者にとってみれば、まだ詳細は決まっていない段階

で書類を出さなければいけないというのも負担になっていると思われま

- そこは、例えばファシリティ・レポートなどは、何度も申請されているところは、ある程度省略してもいいのかなど。聞くとすれば、前回のこの時点より変わったことはありますかという聞き方でもいいのかなど。
- 実際、申請も2回目以降は、施設に関しての資料が基本的にはできているので、かなり負担は軽くなるんです。ただ、申請者からすると、非常に事務的な負担が大きいと、共催の新聞社からも聞きます。特に、1箇所からまとめて借りの場合ではなくて、借用先が多い場合は当然、その分、相手方とのやり取りに非常に時間をとられるということがある。ただ、いろいろチェックする必要もありますから、単に書類を簡素化するというのは、難しいかもしれませんが。実際、事務局から我々のところに申請書類が届いて、その後、会議の前にこちらから所見を書いて事務局に提出する。そうすると、会議前までに主催者に確認してそれに対する回答が事前に準備できている。会議中にもいろいろとやり取りをして、会議終了後にも主催者に確認をして、その回答も求める。事務局の方々が非常にまめにやっていただいているのはいいんですが、会議の前後に回答が必要となると、主催者にとって相当大きな負担のようです。
- 1件報告しておきたい事実がありました。国家補償を適用した展覧会で作品を返却する際、海外での輸送計画変更の申請がありその変更を了承した経緯にあります。返却に当たり最初の審査で見落とししていたことがありました。翌日の真夜中に成田空港から出発するのに、前日の昼に都内の最終展示した美術館からトラックが成田空港に出発するスケジュールになっておりました。日本国内とはいえ高額な作品をトラックに積載したまま成田空港の屋外で24時間以上留め置くことは、年末年始の空港では特に貨物量も多いので、リスクを避けるために美術館で一晩留め置いて、翌日朝に出発するスケジュールに変更してもらいたいと申し入れてもらったところ、次の展示予定があってスペースもないので変更できない、と断られてしまいました。主催館として美術作品の安全を最優先に輸送・展示計画を考えて実行することが、この国家補償制度適用案件では求められているはずであると考えています。ところが主催館でありながらそういうことを平気でやってしまう学芸員がいることが大問題で、このようなことがまかり通ってしまう根源は日本の美術館にレジストラ制度がないことだと考えています。美術館の学芸員がそういうことを平気でやるような土壌はなくさないで、美術品の国家補償制度を保険代わりに安易に利用するといった思想が広がってしまう可能性があります。美術館側に理解を求めなくてはいけないことだと思います。美術館側がこの制度を自分たちの制度として捉え、その制度を育てるため、リスク回避のためのマネジメントを真剣に考えてほしいと思います。固定観念で安全なはずだというのが一番危ないのです。どうしてもそうせざるを得ないのであれば、空港にフライトを待つために止めているトラックにガードマンをつける手配をしていればまだ安全確保の思いも感じられたのですが、直前だったのでガードマン手配の対応ができなかったそうです。申請事務を簡素化してほしいという要望は分かりますが、日本の美術界、特に受入れ美術館側に、この制度が自分たちの制度であり、事故を起こさないためリスクマネジメントを考えるという土壌が定着していない現状では、簡素化は時期尚早であると思います。皆さんがそうした安全に対する感覚をきちっと認識している

前提があった上での申請資料の簡素化だろうと思います。

- なるべくいろいろなことをきちっと提出してもらって、チェックしていく必要はあると思います。ただ、事務局の方が熱心過ぎるというか、幾度も照会されるので、その対応が負担になっていると聞きます。もちろん事前に聞いていただいて、事後にも聞いていただくのは、我々にとっては助かるんですけど。でも、実際のところ主催者には事前にある程度質問をしておいて、ヒアリングの場できちんと回答できるようにしておいてもらえば十分ではないか、という声もありました。
- そこは運用の世界なので、よく考えてまいりましょう。
- 実際結構大きいと思いますね。運用次第で。
- 申請書を初めて提出する。そうすると2回目、同じ場所でやるというときには、前のデータをコピー・アンド・ペーストみたいなものはできるんですか。
- かなりの部分、少なくとも施設に関する部分は変わりませんから、大分楽になります。
- そうすると、もっとたくさんの方が経験を積めば、1回目は大変だったけれども2回目以降は要領が分かるということになるわけですね。
- そうです。その分、実際の輸送とか、特殊な作品を取り扱うという個別の問題により集中できる。
- そういう意味では、国家補償の一種の副次的効果として、それぞれの美術館、博物館のファシリティ等をより改善する効果もあると考えています。申請書を出すとき、自分自身の施設を客観的にチェックする機会になりますから、いいことですよ。
- それは大きいと思います。
- 提出が遅れている原因として、温湿度を手入力してつくっているためというのがよく専門調査会で出てきまして、温湿度管理ですらふだんしていなかったのかという話題になるくらいですので、そういう意味では必要な情報としてきちっと書類として提出してほしいです。
- つまり簡素化すべきところはして、重要なところはしっかり押さえていくという方向でやっていくということではいかがでしょうか。
- はい。
- そうしましたら、今後の美術品補償制度の運用に向けてというのは、大体御意見いただきましたが、その他のところ、それから、全体としてこういうことも考慮しておくべきだというのは、何かございますでしょうか。
- 恐れ入ります。より利用しやすい制度とするためにということに関わるんですけども、補償対象額が50億円ということに対して、地方からもうちょっと下がらないのかという意見が出ております。そのことを申し上げます。
- 制度導入後3年後にある見直しのタイミングしかないと思いますので、それまでにたしか実績を積み上げていくことが、とても大切だと考えます。
- それでは、そろそろ時間となりますので、今期最後の部会を取りまとめる意味で、事務局から一言いただきたいと思います。
- 第2期の最後に当たります、一言、御礼も含めて申し上げたいと思います。おかげさまで第1期の5件に続きまして、第2期も5件の契約が成立したということで、

ひとえに各委員の皆様方の御尽力、御協力のおかげだと思っております。ありがとうございました。先ほど、この制度の運用に向けていろいろな改善の御意見を頂きまして、基本的には、私どもが日頃から考えているところと一致するところが多かったと思います。中には厳しい御意見もあったかと思っております。これを、事務局でもよく検討し、次期以降の制度改善に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも引き続き、委員の皆様方には御協力いただきたいと思っております。本当にありがとうございました。

- どうもありがとうございます。この制度もまだまだ不十分なところがありますが、事務局と我々とでいろいろ協力して、よりよい制度に育て上げることが重要かと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。それでは、今後の日程について、事務局からよろしく願います。

■ (今後の日程を説明)

- 国家補償制度は美術界にとって、やっとの思いでスタートしました。まだ、よちよち歩きだと思います。実際に稼働しまして、いろいろ課題はあると思いますが、日本の美術界を支える制度として、今後も生き生きと活用できるようになってほしいと思っております。先ほども出ましたけれども、どうしても大手メディアと国立美術館が主会場となる大規模なブロックバスター展にのみ補償制度が生かされるということになるのではなく、地方の美術館が立ち上げるような展覧会でもこの制度が生かされるようになることを願っております。そういう意味で、申請された経験のある美術館の担当者にお聞きしますと、やはり申請書類の取りまとめ作業が膨大で非常に大変とのことでした。その部分を多くがメディアの文化事業部の方が担っているということも聞いています。その辺りは、運用していく中で改善されていくことを願っております。この制度が本当の意味で、日本の美術館においては、質の向上と美術館活動と美術の振興に役立つようになってほしいと思っております。
- 私がずっと考えてまいりましたのは、海外に作品を貸し出すことの困難さ、レンダーとしてよく分かるような感じがします。最近やったのですけれども、海外に貸し出すことになりまして、私どもの作品をどういうふうに運送し、クーリエがどこに行ったかという連絡をいろいろとったときに、最終的に私が納得した説明をしてくれたのは輸送会社だったんです。こういう現実がある限り、国家補償制度の運用も、いろいろな難しい局面が出てくるかと思えます。以前、委員の非常に重要な報告がありまして、私もそのときのことが忘れられないんですけれども、レジストラの制度がこの運用にとって非常に大事だということを痛感した次第です。
- 本当にありがとうございました。